

## 2 虐待対応の状況

資料2-1 虐待通告件数(延べ件数)

区分 児童相談所	通告受理
中 央	453
鎌倉三浦	178
小 田 原	212
県 北	127
厚 木	409
計	1,379

区分 児童相談所	22年度	21年度	20年度
中 央	473	315	402
鎌倉三浦	226	195	196
小 田 原	205	204	160
県 北	107	317	339
厚 木	355	307	245
計	1,366	1,338	1,342

\*21年度まで「県北」は相模原市を含む数

資料2-2 虐待内容別相談状況

区分 児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
中 央	155	153	218	10	536
鎌倉三浦	48	41	99	1	189
小 田 原	67	110	120	4	301
県 北	47	73	59	1	180
厚 木	128	200	209	4	541
計	445	577	705	20	1,747

資料2-2心理的虐待(再掲)

区分 児童相談所	DV
中 央	62
鎌倉三浦	40
小 田 原	32
県 北	17
厚 木	68
計	219

資料2-3 年齢別虐待相談状況

区分 児童相談所	乳児		学齢前						小学生	中学生	高校生	その他	計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小計					
中 央	29	41	47	39	38	43	16	224	164	75	38	6	536
鎌倉三浦	15	16	10	11	5	6	3	51	71	34	16	2	189
小 田 原	27	18	21	18	17	19	2	95	105	45	22	7	301
県 北	16	7	8	10	16	9	9	59	77	17	10	1	180
厚 木	32	42	39	40	40	34	14	209	184	79	34	3	541
計	119	124	125	118	116	111	44	638	601	250	120	19	1,747

資料2-4 主な虐待者別相談状況

区分 児童相談所	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
中 央	160	38	322	3	13	536
鎌倉三浦	86	7	91	2	3	189
小 田 原	80	18	199	1	3	301
県 北	56	11	100	5	8	180
厚 木	170	17	348	5	1	541
計	552	91	1,060	16	28	1,747

資料2-4で実質的に実父母が虐待していたもの(再掲)

区分 児童相談所	実父母
中 央	40
鎌倉三浦	20
小 田 原	35
県 北	27
厚 木	57
計	179

資料2-5 経路別虐待相談状況

区分 児童相談所	家族						小計	親戚	近隣・知人	子ども本人	福祉事務所		町村役場	児童委員	保健機関		医療機関
	虐待者本人			非虐待者							市	県			市町村	県	
	父親	母親	その他	父親	母親	その他											
中央	4	31		13	22	3	73	14	125	3	55		20	2	1		17
鎌倉三浦		8		3	9	2	22	2	24		15		10			1	4
小田原		17		11	5	2	35	8	52	1	19	9	27	1	4		10
県北	1	13		7	6	2	29	10	25		20	1				1	3
厚木	3	20		14	10	5	52	21	114	3	25		4	1	3		26
計	8	89	0	48	52	14	211	55	340	7	134	10	61	4	8	2	60
割合(%)	0	5	0	3	3	1	12	3	19	0	8	1	3	0	0	0	3

区分 児童相談所	警察等	児童福祉施設等		教育機関等			他児相	DV関係機関	その他			計	
		保育所	その他	幼稚園	学校	その他*1			支援C等	子育て団体	民間		その他*2
鎌倉三浦	75				21		10		1	2	2	189	
小田原	80		1	1	27	4	21	1				301	
県北	34	1	5	3	7	6	35					180	
厚木	142	5	1	1	53	9	74		1		6	541	
計	466	14	8	10	146	21	170	1	2	4	13	1,747	
割合(%)	27	1	0	1	8	1	10	0	0	0	1	100	

\*1 「教育機関・その他」;教育委員会・教育相談・青少相等

\*2 「その他・その他」;左記のいずれにも該当しない者・機関等。児相による主体的認定は実際の相談経路で計上し、ここには含まない。

資料2-6 家族構成別虐待相談状況

区分 児童相談所	実父母	父子	母子	実父・ 実母以外の母	実父以外の父・ 実母	その他	計
中央	314	22	129	5	51	15	536
鎌倉三浦	135	5	24	1	12	12	189
小田原	151	3	77	4	30	36	301
県北	88	12	50	4	19	7	180
厚木	284	28	156	10	43	20	541
計	972	70	436	24	155	90	1,747

資料2-7 児童福祉法対応状況

(1) 司法機関との連携等に関するもの

区分 児童相談所	児福法28条1項 (措置の家裁承認)		児福法28条2項 (措置の更新承認)		防止法 8条の2	児福法29条 防止法9条1項 立入調査		防止法 9条の2 1項	防止法9条の3 1項 臨検・捜索等	
	申立 件数	承認 件数	申立 件数	承認 件数		出頭 要求	指示書 発行のみ		調査実施 *1	再出頭 要求
					中央			1		
鎌倉三浦							1			
小田原							1			
県北										
厚木					2		1			
計	1	1	0	0	2	3	0	0	0	0

区分 児童相談所	防止法10条に基づく警察への援助依頼						その他の 警察への援助依頼 *4, 5	
	立入調査		臨検・捜索等		その他 *3 (安全確認・一時保護)		依頼 のみ	実働
	依頼 のみ	実働 *2	依頼 のみ	実働 *2	依頼 のみ	実働		
中央								1
鎌倉三浦					1	2		
小田原	1							
県北								
厚木	1							
計	2	0	0	0	1	2	0	1

\*1 「調査実施」； 指示書を発行し、実際に児童の安全を確認し目的を達成した場合。家庭訪問しても目的を達成できなかった場合は計上しない。

\*2 「実働」； 目的の達成不達成は関係なく、警察署員が実際に出勤し何らかの動きを取った場合はすべて計上する。

\*3 「その他」； 立入調査をせず、児童の安全確認または一時保護をする際に援助要請を行った場合。

\*4 直接、警察へ依頼した児相が計上。必ずしもケースを担当する児相が計上する訳ではない。

\*5 防止法10条が適用されるもの；

①児童の安全 ②児童の一時保護 ③立入調査 ④臨検・捜索

防止法10条が適用されないもの；(例)強引な児童引き取り要求への対応、保護者面接の同席、その他、上記①～③以外で警察の援助が必要と判断され

る場合。ただし本統計では虐待事例に限定

(2) 一時保護・措置等に関するもの

区分 児童相談所	児福法33条一時保護委託 *1					児福法27条1項3号措置委託 *2			
	乳児院	一時 保護所	児童養護 施設	里親	その他	乳児院	児童養護 施設	里親	その他
中央	4	50	3	2	3	5	1	1	4
鎌倉三浦	2	6			2	2			
小田原	6	18		1	9	6	4	1	2
県北	8	14			1	7	6		
厚木	5	68	4	4	2	3	7	1	
計	25	156	7	7	17	23	18	3	6

\*1 法33条一時保護・施設措置については、当該年度虐待相談受理ケースのみを対象とする。

\*2 同一児童について、複数回の一時保護があった場合、当該年度内分はその都度計上する。

区分	職権による一時保護 *3					
	乳児院	一時保護所	児童養護施設	里親	医療機関	その他
児童相談所						
中央	1	3	4			
鎌倉三浦		3				
小田原					1	1
県北	1					
厚木	1	22			1	
計	3	28	4	0	2	1

\*3 「職権一時保護」;

係属中の全ての虐待ケースで、保護者からの引き取り要求等に応じない目的で、

- ①保護者の意向を確認せず、または意向に反し、在宅から一時保護を行った場合
- ②保護者の同意による一時保護中に、保護者の意向に反し一時保護を継続した場合
- ③保護者の同意による措置中に、措置解除し一時保護を行った場合

区分	防止法11条3項	防止法11条4項*4	防止法11条5項		防止法12条 面会・通信の制限 *5								防止法12条の4 1項 *6							
					1項				3項											
					全部制限		1号		2号		住所情報のみ制限									
					施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童	施設入所児童	一時保護児童								
児童相談所																				
中央																				4
鎌倉三浦																				2
小田原																				
県北																				
厚木																				
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0

\*4 「防止法11条第4項一時保護・施設措置」;防止法11条4項の規定に基づき一時保護、施設措置等を行った件数を計上する。

\*5 「面会制限」「通信の制限」;同一児童の保護者に対し、制限と解除を繰り返した場合、制限をかける都度計上する。

\*6 「接近禁止命令」;命令に係る期間(6ヶ月)を更新する場合には、再度計上する他、解除後に再度命令を発する場合には随時計上する。

## 資料2-8 主な虐待の背景

区分	保護者										対人葛藤					家庭			原因不明	計	
	精神病	精神 病以外 の	精神 疾患	精神 疾患 の疑い	知的 障害	未熟		依存症		被 虐待 歴	暴 力 的 性 格	パート ナー		親子間			親 族 間	経 済 的 困 窮			社 会 的 孤 立
						未 成 年	そ 他	ア ル コ ール	薬 物 等			D V	D V 以 外	育 児 不 安	一 方 的 し っ け	そ 他					
児童相談所																					
中央	39	27	18	12	1	91	8		1	33	67	26	43	90	46	3	14	7	10	536	
鎌倉三浦	9	2	7	1	1	26	3			20	45	7	5	22	36	2			3	189	
小田原	23	4	18	11	1	80	4		1	16	36	17	5	30	37	7	4	3	4	301	
県北	20	2	10	10	6	25	4	6		5	20	1	8	30	19	3	2	5	4	180	
厚木	57	6	17	6	7	125	5			25	62	52	23	56	60	1	18	21		541	
計	148	41	70	40	16	347	24	6	2	99	230	103	84	228	198	16	38	36	21	1,747	
割合(%)	8.5	2.3	4.0	2.3	0.9	19.9	1.4	0.3	0.1	5.7	13.2	5.9	4.8	13.1	11.3	0.9	2.2	2.1	1.2	100.0	

資料2-9 年度別虐待相談取扱い状況(23年度分は資料2-2に掲載)

年度	児童相談所	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
18年度	中 央	112	221	92	5	430
	横 須 賀	27	109	48	1	185
	小 田 原	48	72	39	5	164
	相 模 原	135	126	42	7	310
	厚 木	120	89	31	10	250
	計	442	617	252	28	1,339
19年度	中 央	132	220	111	8	471
	鎌 倉 三 浦	54	117	61	1	233
	小 田 原	51	72	33	1	157
	相 模 原	152	114	42	9	317
	厚 木	114	85	48	13	260
	計	503	608	295	32	1,438
20年度	中 央	154	180	187	6	527
	鎌 倉 三 浦	48	104	96	2	250
	小 田 原	59	70	58	3	190
	相 模 原	118	209	145	4	476
	厚 木	114	96	102	9	321
	計	493	659	588	24	1,764
21年度	中 央	147	162	99	8	416
	鎌 倉 三 浦	56	112	65	4	237
	小 田 原	52	90	64	6	212
	相 模 原	116	193	71	6	386
	厚 木	131	93	158	9	391
	計	502	650	457	33	1,642
22年度	中 央	220	247	224	6	697
	鎌 倉 三 浦	61	89	113	2	265
	小 田 原	92	100	101	6	299
	県 北	38	48	46		132
	厚 木	129	148	167	16	460
	計	540	632	651	30	1,853

資料2-10 虐待対策支援課(子ども家庭サポートチーム)の事業別活動実績

(1) 家族巡回相談・法律相談・調査面接・施設支援・検証・市町村支援

分類	項目	回数	事例数	
家族巡回相談	児童相談所支援	33	49	
	参考	医師等による家族面接	3	
		医師等による子ども面接	7	
		施設・里親支援	11	
		市町村等関係機関	3	
法律相談	法律相談	26	61	
法律相談	内数	弁護士による子ども面接	1	1
	調査面接	司法面接の手法を用いた事実確認面接	8	8

分類	項目	件数	回数
施設支援	施設での合同委員会等	3施設	22
重大事例の検証	死亡事例検証(調査チーム)	3	6
市町村支援	モデル市アフターフォロー派遣(パートナーシップ事業)	3市	14
	訪問調査	20市町村	20

(2) 医療サポート事業

		件数	回数	
医療サポート事業	児童相談所支援	3	4	
	内数	親子関係評価	1	1
		親または子の精神医学的・心理学的評価	1	2
		親もしくは子の治療	—	—
		セカンドオピニオン	1	1

(3) 研修

研修題目	講師	回数	人数
司法面接スキルの獲得を目的とした面接研修	東海大 菱川愛講師	3	29
司法面接スキルを用いた調査面接フォローアップ研修	東海大 菱川愛講師	6	96
親子支援チーム新任者研修	あつぎ診療クリニック 青木豊医師	2	27
親子支援チームフォローアップ研修	あつぎ診療クリニック 青木豊医師	5	69
コモンセンス・ペアレンティング	NPO法人 子ども家庭サポートセンターちば CSPトレーナー等	5	90
性嗜好障害の概念と治療の現状	大石クリニック 大石雅之院長	1	41
児童養護施設の子どもの心理的療法～精神分析的アプローチ～	御池心理療法センター 平井正三センター代表	1	37

(4) 研修講師派遣

研修講師派遣	県教育委員会主催等教育関係者向け研修への講師派遣	6回	—
	上記以外の研修への講師派遣	39回	—

資料2-11 かながわ子ども虐待ナイトライン虐待通告受付状況

受付	項目	件数
	通告	50
	相談等	45
	その他	51
計		146

資料2-12 かながわ子ども虐待ナイトライン通告内容の内訳

内訳			
区分	項目	件数	
経路	家族	12	
	児童本人	5	
	親族	4	
	近隣・その他	29	
	小計	50	
該当地域	県所管域	中央	22
		鎌倉三浦	1
		小田原	2
		県北	1
		厚木	8
	その他(所管外)	16	
	小計	50	
虐待内容(重複有り)	身体的虐待	17	
	ネグレクト	10	
	心理的虐待	18	
	性的虐待	0	
	不明	5	
	小計	50	

内訳			
区分	項目	件数	
主な虐待者(重複有り)	父親	7	
	母親	30	
	その他	1	
	不明	15	
	小計	53	
児童の年齢(重複有り)	乳児		1
	幼児	1歳	3
		2歳	3
		3歳	3
		4歳	1
		5歳	1
		6歳	2
	小学生		13
	中学生		6
	高校生及び中卒		4
	その他		17
	不明		17
	小計		54

\*資料2-12は、資料2-11より再掲

資料2-13 親子支援チーム実績

児童相談所		中央		鎌倉三浦		小田原		県北		厚木		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
家族(直接的)支援	家族アセスメント	子	1		8		5		13		9	
		保護者	19	26	19	28	4	9	58	86	16	27
		親子合同	6		1		0		15		2	
	支援プログラムの実施	子	11		9		0		2		12	
		保護者	269	407	23	34	24	45	81	110	222	245
		親子合同	127		2		21		27		11	
	その他		13		152		42		20		21	
小計		446	43	214	36	96	9	216	18	293	38	
スタッフ(間接的)支援	家族アセスメント		804		93		934		264		352	
			(293)*		(53)*		(118)*		(126)*		(328)*	
	支援プログラムの作成・検討		312		8		147		160		1,403	
	その他		0		146		63		26		34	
小計		1,116	336	247	187	1,144	380	450	126	1,789	328	
総支援回数			1,575		451		1,240		666		2,836	
支援ケース数(実児童数)			337人		106人		389人		129人		366人	

\*「施設入所児童の家族再統合・再構築に関わるヒアリング調査」におけるヒアリング実施数(内数)



資料2-14 保健師業務実績

1 保健師業務内容別実績

\*数字は、厚生労働省の保健師活動調査をもとに、半日を1単位として業務従事状況を割合で示したものの数

児相名	総計 (%)	個別ケースへの対応						小計	地域との連携				小計	その他			小計
		面接	訪問記録	ネット会議等	健康教育	援助方針会議	その他		保健所連絡会議	保健師との連絡会議	関係機関連絡会議	連絡調整		児相保健師連絡会議	研修	その他	
中央	100	2.4	34.1	6.9	4.7	13.1	1.5	62.7	4.5	2.4	6.9	7.3	21.1	1.7	6.7	7.8	16.2
鎌倉三浦	100	0.6	17.0	1.0	0.6	17.6	9.4	46.2	1.1	3.2	2.8	1.9	9.0	1.3	11.2	32.2	44.7
小田原	100	1.7	19.2	2.9	3.1	13.3	3.1	43.3	2.8	1.9	8.8	4.1	17.6	2.8	14.3	22.0	39.1
厚木	100	7.3	34.7	6.0	4.0	13.9	4.2	70.1	2.0	1.5	8.0	0.4	11.9	2.0	11.3	4.6	17.9
県北	100	3.2	34.7	3.9	6.0	11.1	3.1	62.0	1.4	1.0	3.2	0.4	6.0	2.4	10.3	19.2	31.9

2 活動内容別実績

(1) 個別ケースへの対応(延べ数)

児相名	面接	電話	訪問	ネット会議等	健康教育	健康教育内訳 (年齢・性別・回数)
中央	19	203	284	53	30	13歳男 (3回) 16歳女 (3回) 16歳男 (3回) 11歳女 (3回) 14歳女 (1回) 13歳男 (5回) 14歳男 (3回) 17歳女 (5回) 11歳男 (3回) 17歳女 (1回)
鎌倉三浦	0	43	76	5	1	11歳男 (1回)
小田原	9	22	129	8	5	17歳女 (1回) 17歳女 (1回) 15歳女 (2回) 5歳女の母 (1回)
厚木	51	213	340	40	30	15歳女 (1回) 14歳女 (1回) 7歳女 (1回) 18歳女 (2回) ×2名 12歳女 (1回) 13歳女 (1回) 8歳女 (2回) 11歳男 (6回) 12歳男 (2回) 18歳男 (1回) 18歳男 (3回) 8歳女 (7回)
県北	21	163	246	21	8	16歳女 (3回) 14歳女 (1回) 11歳女 (1回) 13歳女 (2回) 13歳女 (1回)

(2) 集団健康教育実施結果

施設名	回数	内訳：対象 (人数)	担当保健師数
心泉学園	3	高校3年 (4名：男1名、女3名)	2名
エリザベス・サンダース・ホーム	3	高校3年 (7名：男3名、女4名)	2名
光海学園	1	小学3～5年 (6名：男4名、女2名)	2名

(3) 地域との連携

\*保健師が関与した主な会議について記載。ただし、会議名は地域により異なる。

関係機関	児相主催の会議	出席した会議
県		・保健福祉事務所母子保健担当者会議 ・次世代育成課研修担当者会議 (スキルアップ研修)
市町村	・児童相談担当者連絡会議 ・市町村母子担当保健師との連絡会	・保健福祉事務所と市町村の母子連絡会 ・要保護児童対策地域協議会
保健福祉事務所	・保健福祉事務所との連絡会議 ・管内母子保健連絡会議	・母子保健委員会 (部会含む) ・所内保健師連絡会議 ・地域保健師業務連絡会議 ・管内母子保健業務連絡会議 ・精神ケース会議 ・母子保健処遇検討会議 ・周産期医療機関との母子保健連絡会 ・虐待児童処遇会議
医療機関	・医療機関との連絡会議	・産婦人科との周産期連絡会議 ・児童虐待関係連絡会 (こども医療センター)
児童養護施設	・自立支援計画会議 ・管内施設との連絡会議	
その他関係機関	・警察との連携会議	